

2. 基本的方向と具体的取組み

基本的方向 1 雇用等における女性の活躍促進と両立支援

企業において、長時間労働や男性中心型の労働慣行を抜本的に見直し、女性の登用・職域拡大・継続就業やワーク・ライフ・バランス推進の取組みがさらに進むよう、女性が働き続けられる職場環境づくりを積極的に支援していきます。さらに、社会全体にワーク・ライフ・バランスの推進の取組みが広まるよう、官民連携・協働して市民等に広く啓発を行っていきます。

大阪における女性の就業率が全国に比べ低く、いわゆる M 字型カーブの谷も深いといった現状を解消していくため、就業を希望する女性に対し、女性の管理職登用や働き続けられる職場環境づくりに取り組んでいる企業の情報提供や、子育てと両立できる仕事選びのサポートなど、女性の就業を総合的に支援していきます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向け、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等が行われない職場づくりを支援します。

また、大阪市も地方公共団体として「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき策定した特定事業主行動計画を推進し、すべての職員がワーク・ライフ・バランスを確保できるとともに、女性が活躍でき、働きやすいと実感できる職場づくりを進めます。

< 具体的取組み >

(1) 企業等における男性中心型の働き方の見直しと仕事と家庭の両立支援

経営・管理者層の意識啓発

<ul style="list-style-type: none">・ 企業の経営・管理者層を対象に、経済団体等と連携し、長時間労働など働き方の見直しなど働き続けやすい職場環境についてセミナー・研修会を開催するなど意識啓発に取り組めます。・ 企業のトップや管理職が「イクボス」として、部下のワーク・ライフ・バランスの推進や家事・育児・介護への参加を促すよう啓発に取り組めます。	市民局
---	-----

仕事と育児・介護等の両立支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間正社員やテレワークなど多様な働き方を支援する企業等における取組みの好事例について情報発信を行うなど、広報・啓発に取り組みます。 ・ 男性従業員の家事や育児・介護、地域活動への参画を支援する企業を「イクメン推進企業」として広報します。 ・ 経済団体等とも連携し、企業に対し、従業員が育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくり等を進めるよう啓発を行います。 ・ ワーク・ライフ・バランス推進の意義・重要性が広く社会的に認められるよう、官民連携・協働してキャンペーンを展開します。 	市民局
--	-----

<活動指標>

(1) -	「ワーク・ライフ・バランス」の意義、重要性についての啓発（情報誌、ホームページ等の活用やさまざまな団体と連携した啓発回数）	平成 28 年	平成 29～32 年	市民局調べ
		9 回	年 9 回以上	

(2) 雇用の場における女性の活躍に取り組む企業への支援

企業のモチベーションの向上

<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の経営・管理者層に対し、セミナー・研修会を通じて職場で女性が活躍する意義・メリット等について啓発を行います。 ・ 女性活躍推進の職場環境づくりを進める「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証企業（以下、認証企業という）」等を増やすとともに、認証企業等を PR し、社会的な評価を高めます。 ・ 認証企業の中から、先進性に富む、あるいは地道な努力を行っている企業等を表彰し、PR します。 ・ 公共調達において、公正性、経済性及び品質の確保に配慮しつつ、積極的に女性の活躍促進に取り組んでいる企業等へのインセンティブの付与を行います。 	市民局 契約管財局
--	--------------

情報・ノウハウ等提供による支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証企業等の先進的な取組事例について情報提供を行うとともに、企業間での交流の機会を提供します。 ・ 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証事業（以下、認証事業という）」を通じて、企業に対し、啓発と合わせて職場環境整備に向けた情報・ノウハウの提供等を行います。 ・ 短時間正社員やテレワークなど多様な働き方を支援する取組みについて、好事例の発信を行い、普及に努めます。 	市民局
---	-----

中小企業のニーズをふまえた支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 大企業に比べ、女性の登用や女性が活躍し続けられる職場づくりが進んでいない中小企業における課題や支援ニーズ等を把握する調査を実施します。 ・ 経済団体と連携し中小企業の経営層を対象としたセミナー・研修会を開催するなど、職場環境整備を促進します。 ・ 認証事業を拡充し、女性が働きやすい職場づくりを進めようとしている意欲的な中小企業を認証・PRするとともに、取組みの向上に向け、各企業のニーズ・状況をふまえた情報・ノウハウ提供等の支援を行います。 ・ 認証企業など先進的な取組みを行いモデルとなる中小企業の取組みの好事例を積極的に情報発信します。 ・ 各種就職イベントにおいて、女性が働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる中小企業を紹介する場を設けるなど、優秀な人材が確保できるよう支援を行います。 	市民局
--	-----

<活動指標>

(2) -	女性活躍促進の取組みについて支援を行った中小企業等の数	平成 28 年	平成 29 ~ 32 年	市民局調べ
			400 件以上	

(3) 女性の多様な働き方の実現

女性の能力開発や継続就業等の支援

<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関や経済団体等と連携し、女性の生涯にわたるキャリア形成やスキルアップを支援するため、きめの細かな相談体制を充実するとともに、能力開発実施機関の紹介や、それら機関が実施するさまざまな知識・ノウハウ等の習得機会にかかる情報提供を行います。・ 育児・介護休業取得後に職場復帰をめざす女性に対し、保育サービスや仕事と家庭の両立についての情報を提供するとともにセミナーを開催するなど支援を行います。・ 起業したい女性に対し、産業創造館等の関係機関と連携し、男女共同参画センター等の相談体制を充実します。・ 起業に向けたセミナーの開催やイベント等の情報提供、先輩起業家との交流の場づくりや・女性起業家同士がつながるネットワークづくりへの支援を行います。・ 社会課題をビジネスの手法で解決するCB(コミュニティビジネス)/SB(ソーシャルビジネス)の起業を志す方々や、既に活動中の事業者からの起業・運営などに関する相談に対応します。・ 商工業等の自営業における家族従業者の実態をふまえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、国の税制等の各種制度のあり方の検討を注視していきます。	市民局 経済戦略局
--	--------------

再就職の支援

<ul style="list-style-type: none">・ 「しごと情報ひろば」において、ワンストップの総合相談窓口として個々の状況に応じたきめ細かな相談から就職までのトータルな支援を行います。特に、「しごと情報ひろばマザーズ」においては、子育てしながら働きたい女性のニーズをふまえた仕事先の開拓、紹介を行います。・ 働きたい女性のニーズをふまえた育児と仕事の両立など再就職の不安を解消するための講座や交流会を開催するとともに、自分に合った仕事選びと、保育サービス・子育て支援情報の提供を一体的に行うなど再就職を総合的に支援します。	市民局
---	-----

未就業女性に対する就業支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就業の女性に対し、継続して働くことについて意識づけを行うセミナー・講座を開催します。 ・ 認証企業をはじめ、女性が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組む企業とのマッチング機会を提供し就職につなげます。 	市民局
--	-----

<活動指標>

(3) -	就労支援関連事業による女性就職者数	平成 27 年 1,131 人	平成 28 ~ 32 年 5,900 人以上	市民局調べ
(3) -	女性の起業に向けた相談件数	平成 27 年 16 件	平成 28 ~ 32 年 120 件以上	市民局調べ

(4) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

「男女雇用機会均等法」等の理解の促進

<ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女雇用機会均等法」等の趣旨をわかりやすく情報発信するとともに、適正な待遇がなされるよう啓発を行います。 ・ 「労働基準法」等に基づく女性労働者の母性保護、母性の健康管理について周知を図ります。 ・ 「女性活躍推進法」の趣旨等の周知を図ります。 	市民局 こども青少年局
---	----------------

不利益処遇防止にかかる啓発

<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に向け、啓発を行います。 	市民局
--	-----

(5) 市役所における働きやすい職場づくり

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と安心して子育てすることができる職場づくりの推進

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業主行動計画の取組みを進め、すべての職員が「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を確保でき、「子育てしながらも働きやすい」と実感できる職場づくりを進めます。 ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、年次休暇取得の促進、超過勤務縮減の取組みを引き続き実施するとともに、管理職をはじめとした職員の意識向上に向けた研修等を実施します。 ・ 安心して出産・子育てをすることができる職場環境づくりに向けて、休暇・休業等制度の周知徹底、管理職をはじめとした職員の意識向上、育児休業の代替要員の確保や育児休業中の職員への情報提供などに努めます。 ・ 男性職員の育児参加を促進するため、制度の周知や情報提供を行うとともに、取得しやすい職場づくりを進め、男性職員の育児休業や配偶者分べん休暇、育児参加休暇等の取得を促します。 	<p>人事室</p>
--	------------

<活動指標>

(5) -	大阪市の男性職員(市長部局)の育児休業等の取得率	平成 27 年	平成 32 年	人事室「大阪市特定事業主行動計画」
		5.6%	13%	
(5) -	大阪市職員(市長部局)の配偶者分べん休暇の取得率	平成 27 年	平成 32 年	人事室「大阪市特定事業主行動計画」
		77.4%	100%	
(5) -	大阪市職員(市長部局)の育児参加休暇の取得率	平成 27 年	平成 32 年	人事室「大阪市特定事業主行動計画」
		49.0%	100%	

基本的方向2 地域における女性の活躍促進

女性がさまざまな地域活動において、活動内容の企画・方針決定に中心的な役割を果たしていけるよう、男性がリーダーを務め女性は補佐的役割でよいといった固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、地域活動への参画に意欲のある女性の発掘、育成、支援も積極的に行っていきます。また、自分自身のスキルを活かし身近な地域課題を解決するための事業等を起業したい女性に対する支援を行っていきます。

<具体的取組み>

(1) 女性の地域活動への参画促進のための環境づくり

地域活動への女性の参画にかかる啓発

<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の企画・運営に女性の視点を入れる意義、重要性や地域で活躍している女性の活動事例について情報発信するなど、男性がリーダーを務め女性は補佐的役割でよいといった意識の解消に向け啓発を進めます。 	市民局
---	-----

<活動指標>

(1) -	地域で活躍している女性の活動事例等の情報発信回数 (情報誌、女性活躍Webサイト等を活用した情報発信回数)	平成 27 年	平成 28 ~ 32 年	市民局調べ
		5 回	30 回以上	

(2) 地域で活躍する女性の育成・支援

地域で活躍する女性の支援拠点づくり

<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センターにおいて、地域活動に参画し、活躍する女性を発掘、育成、支援する拠点となる「女性チャレンジ応援拠点」を運営します。 地域で活躍している女性の情報を収集し、地域活動への参画をめざす女性のロールモデルとなる活動事例の情報発信や、地域活動に女性が参画する意義・メリット等についての啓発を行い、地域活動参画への関心・意欲を高めます。 地域活動参画に関心・意欲のある女性に対し、相談に対応するとともに、地域で活躍している女性の経験からノウハウ等を学べるワークショップ・交流会を開催します。 地域で活躍している女性同士の情報交流の場を提供し、互いの活動の活性化を図るとともに、新たな活動を生み出すための人的ネットワークづくりの支援を行います。 	市民局
---	-----

地域課題の解決に向け起業したい女性への支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域課題の解決に向け事業等を始めたい女性への相談対応・情報提供を行うとともに、地域で活躍している女性や企業、NPO、大学等との交流の場を提供するなど、必要な知識・ノウハウ等を習得できるよう支援します。 ・ また、地域で活躍している女性等の交流やネットワークを通じて出てきたアイデア、提案等が、新たな活動等につながるよう支援します。 ・ 起業に向けた相談やセミナーの開催、先輩起業家との交流の場づくりや女性起業家同士の情報共有のためのネットワークづくりへの支援を行います。 ・ 社会課題をビジネスの手法で解決するCB（コミュニティビジネス）/SB（ソーシャルビジネス）の起業を志す方々や、既に活動中の事業者からの起業・運営などに関する相談に対応します。 	市民局
---	-----

<活動指標>

(2) -	「女性チャレンジ応援拠点」の利用者数	—	平成 28～32 年 4,000 人以上	市民局調べ
(2) - (再掲)	地域で活躍している女性の活動事例等の情報発信回数 (情報誌、女性活躍Webサイト等を活用した情報発信回数)	平成 27 年 5 回	平成 28～32 年 30 回以上	市民局調べ
(2) - (再掲)	女性の起業に向けた相談件数	平成 27 年 16 件	平成 28～32 年 120 件以上	市民局調べ

基本的方向3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女が、社会のさまざまな分野において対等な構成員として、ともに政策・方針決定過程に参画していくことをめざし、企業等や民間団体、さらには地域団体等における活動方針の立案・決定過程への女性の参画拡大を促進します。

市政推進にかかる政策の立案・方針決定過程への女性の参画をさらに拡大していくため、審議会における女性委員比率の引き上げを引き続き進めるとともに、市役所女性職員の管理職登用の拡大を進めていきます。

< 具体的取組み >

(1) 企業や地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進

企業における女性の登用の促進

<ul style="list-style-type: none"> 企業や民間団体における方針の立案、決定過程への女性の参画拡大に向け、基本的方向1の「雇用等における女性の活躍促進と両立支援」の取組みを通じ、企業等における女性管理職の登用について啓発を行います。 外郭団体・地方独立行政法人等に対して、それぞれの機関の役員や管理職への女性の積極的な登用を推進するよう要請します。 経営はもとより、女性後継者特有の事業承継に係る悩みや不安を解決するため、交流を促進する支援を行います。 	市民局 経済戦略局
---	--------------

地域における女性の登用の促進

<ul style="list-style-type: none"> 地域活動協議会などが地域における課題解決に取り組むにあたっては、女性の視点を入れるよう促すとともに、方針決定過程における女性の参画の重要性について啓発を行います。 	市民局
---	-----

< 参考指標 >

(1) -	管理的職業従事者における女性の割合	平成22年 ----- 17.7%		国勢調査
-------	-------------------	-------------------------	--	------

(2) 市政推進における女性の参画拡大

市の審議会への女性の登用

<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等委員における女性委員の比率を高める取組みを引き続き行います。 ・ 団体推薦による審議会等委員について、引き続き、各団体等に対して、団体からの女性委員の推薦について格段の協力を要請します。 	区・全局 市民局
--	-------------

市役所における女性職員の登用

<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の活躍を推進し、組織の活性化を図るため、女性の管理職登用に関する数値目標を設定し、意欲、能力、実績を持った女性職員を積極的に管理職に登用します。 ・ 女性教職員の管理職への登用を推進するため、管理職試験の受験を奨励するとともに、能力・適性に基づいた登用を行います。 ・ 女性職員の職域を拡大するとともに、幅広い職務経験を積むことができる人事配置を引き続き行います。 ・ 女性職員向けのセミナーやキャリアデザイン研修などを実施し、女性職員の活躍をサポートするとともに、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた管理職向け研修などを実施します。 	人事室 教育委員会 消防局 交通局 水道局
--	-----------------------------------

<活動指標>

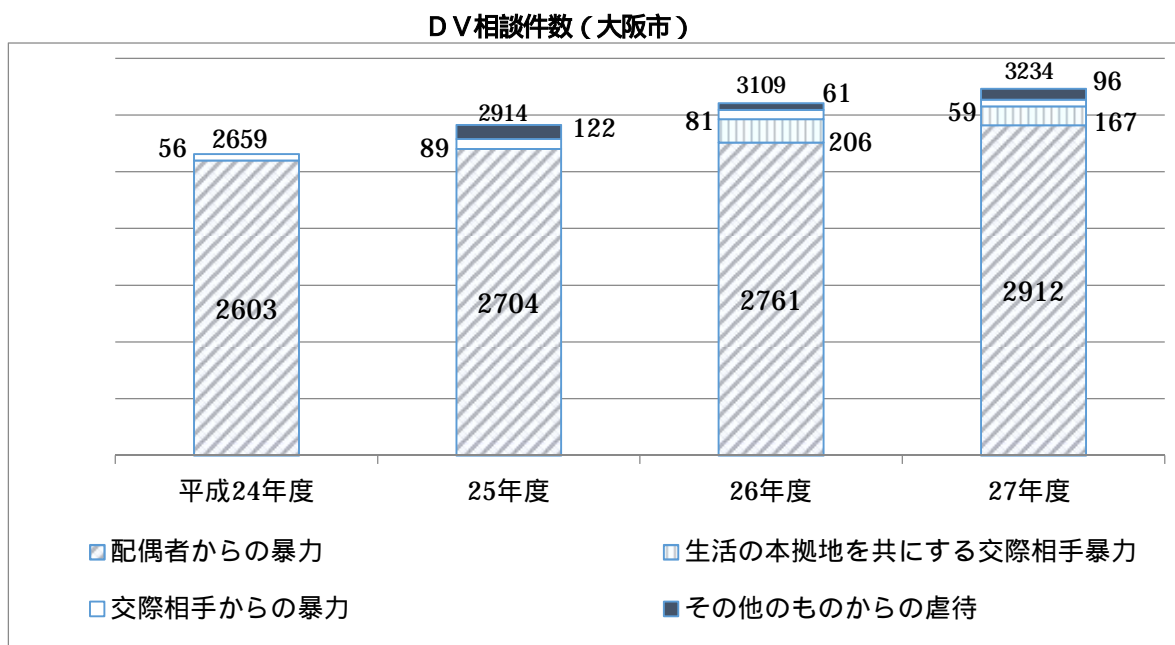
(2) -	女性委員の比率が 40%に達成している審議会数	平成 28 年 4 月 1 日 ----- 38 (全審議会数 95)	平成 32 年 4 月 1 日 ----- 審議会の半数以上	市民局調べ
-------	-------------------------	--	--------------------------------------	-------

施策分野2 安全で安心な暮らしの支援

1. 現状と課題

(1) 女性に対する暴力の状況

- 配偶者からの暴力(以下、DV という)等に関して、大阪府内における相談件数は全国的に見ても多く、大阪市の平成27年度の相談件数は3,234件、緊急一時的な保護件数は240件となっており、その内容も複雑で深刻なケースが増えてきています。平成26年からは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づくストーカー被害者の相談等にも対応しています。



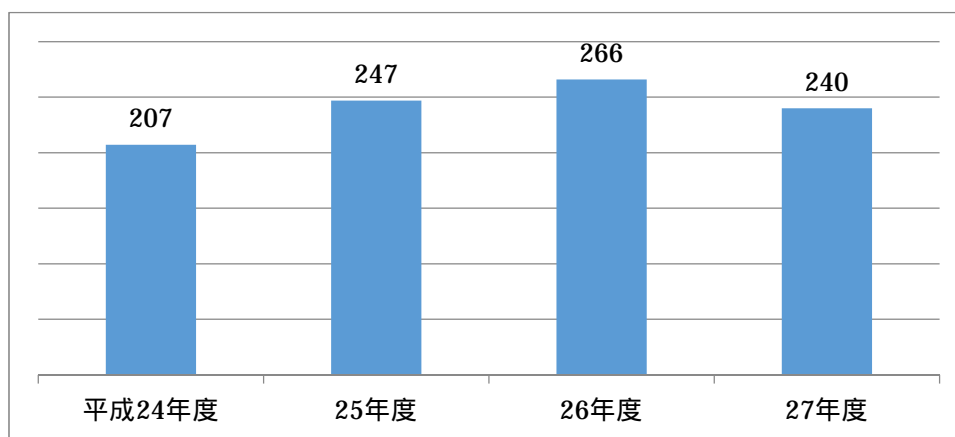
* 配偶者暴力相談支援センター・各区保健福祉センター・クレオ大阪女性総合相談センターの合計

資料：市民局調べ

* 平成25年度より「その他のものからの虐待」を記載

* 平成26年度より「生活の本拠地を共にする交際相手からの暴力」を区別して記載

緊急一時的な保護件数(大阪市)



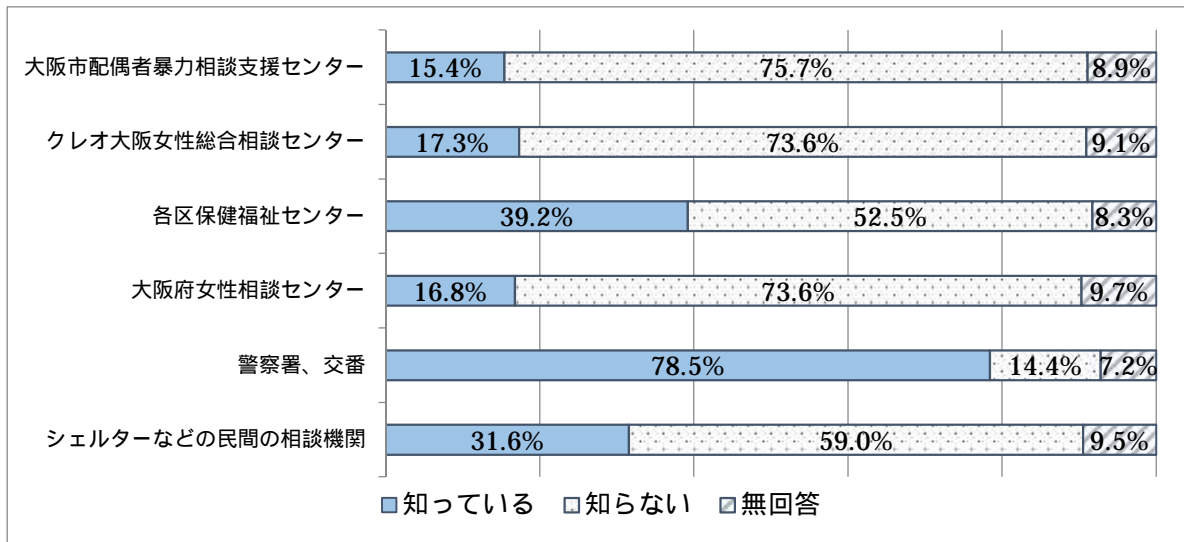
資料：市民局調べ

被害者の安全確保に向け、大阪市配偶者暴力相談支援センター、区役所DV担当、警察など関係機関との連携を強化するとともに、自立支援に向けては、医療機関や福祉機関との一層の連携も必要です。

- 相談機関の認知度について、大阪市市民意識調査（平成 27 年度）では、「大阪市配偶者暴力相談支援センター」が 15.4%、「クレオ大阪女性総合相談センター」が 17.3%、「各区保健福祉センター」が 39.2%と依然低くなっています。

今後とも、大阪市配偶者暴力相談支援センター等相談機関のさらなる広報・周知が必要であるとともに、潜在的な被害者に対しどのように情報を提供・発信していくか、その工夫が求められるところです。

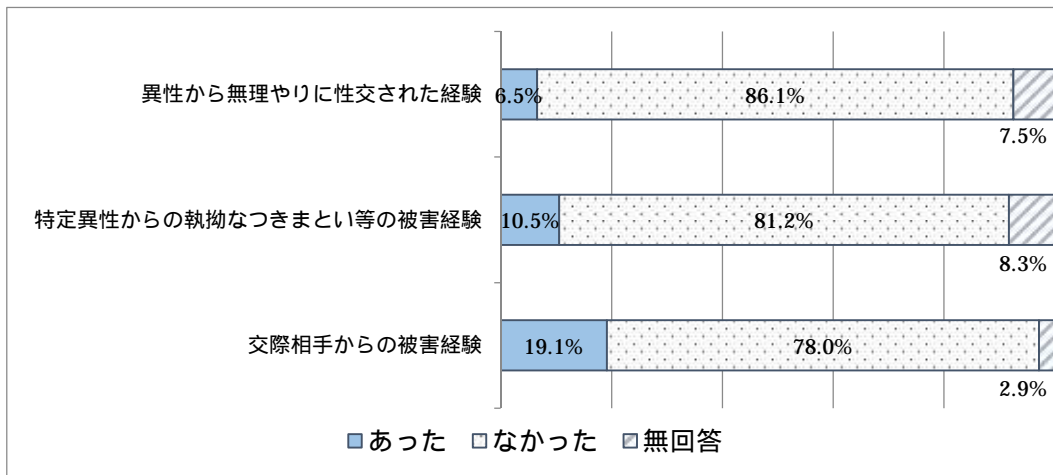
相談機関・相談窓口の認知度（大阪市）



市民局：平成 27 年度「市民意識調査」

- 性暴力・性犯罪の被害経験については、内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 26 年度）によると、「異性から無理やりに性交された経験があった」が 6.5%となっており、その被害について、誰にも相談しなかった人が 67.5%となっています。また、「交際相手からの被害経験（いわゆるデートDV）」については、女性の約 5 人に 1 人は受けたことがあると答えています。

性暴力・性犯罪の被害経験（全国）

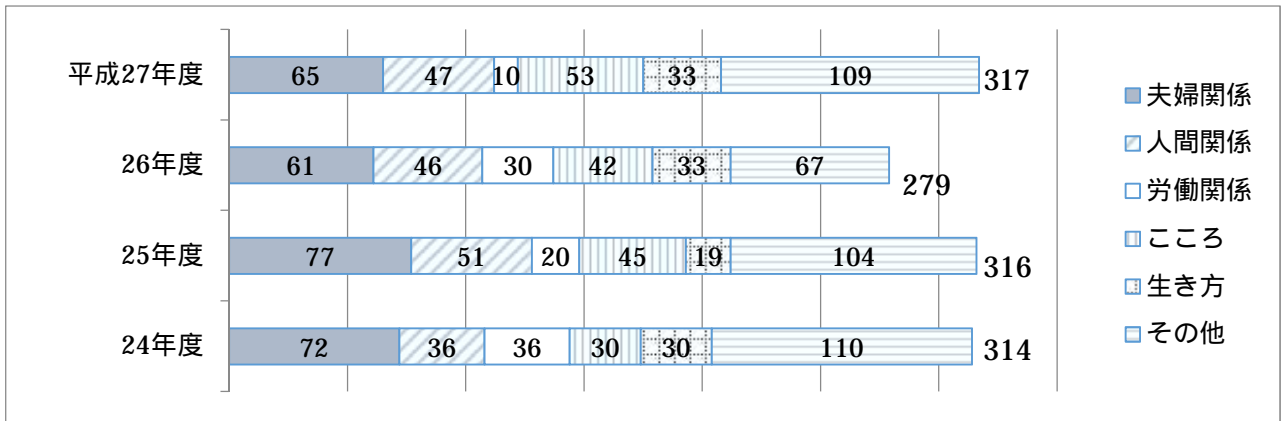


内閣府：平成 26 年 「男女間における暴力に関する調査」

こうした状況のもと、若いうちから「暴力は許されない」「暴力は生まない」という意識の醸成を図っていく必要があります。あわせて、性暴力については「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）」の広報・周知を図り、被害者を受けた際のケアを適切に行う必要があります。

- 大阪市では、全国でも先駆的に平成 16 年から DV などの夫婦関係をはじめさまざまな困難を抱える男性の悩みのための相談窓口を設置し、平成 23 年 4 月からは相談日を拡充して実施しています。その相談内容は夫婦関係・人間関係が多くなっており、今後とも DV の再発防止の観点からも、男性への相談の充実が必要です。

男性の悩み相談の相談件数の推移(大阪市)



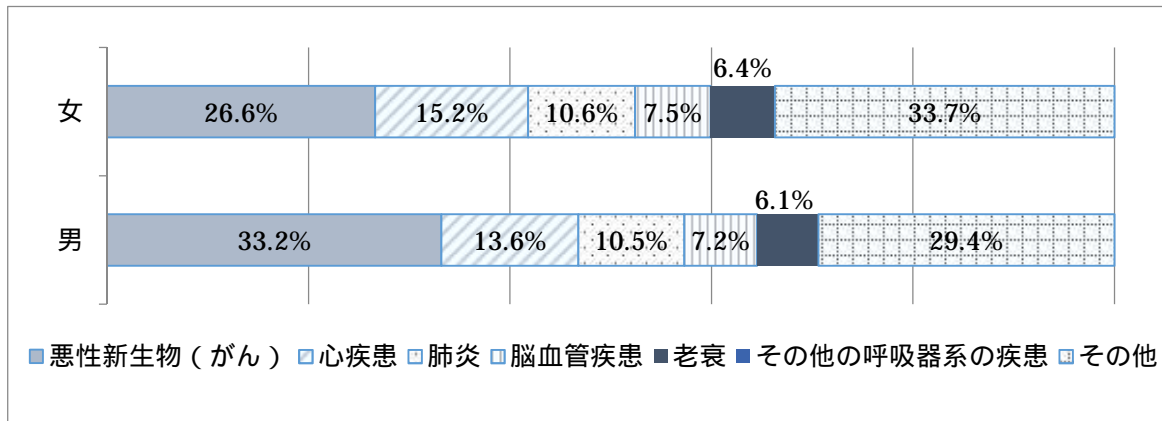
資料：市民局調べ

- 大阪労働局の調査（平成 27 年）によると、セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数は、755 件（うち労働者からの相談件数 525 件）となっています。引き続き、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、職場、地域、学校などさまざまな場での啓発や情報提供が必要です。

(2) 男女の健康状況

- 大阪市では、生活習慣病である悪性新生物（がん）、心疾患、肺炎、脳血管疾患による死亡数が多く、男女とも死因の 5 割を超えています。

死因割合(大阪市)



厚生労働省：平成 27 年「人口動態統計」

また、健康寿命については、平成20年度厚生労働省科学研究班「平均自立期間算定プログラム」により、要介護2以上の要介護者を用いて、65歳時に今後自立して生活できると推定される期間を算出すると、平成22年では、男性15.87年、女性19.49年となり、65歳時の平均余命との差は男性1.76年、女性3.75年となっています。平均寿命だけでなく、健康寿命を延伸させるためには、食生活や喫煙をはじめ生活習慣を改善するとともに、生活習慣病の早期発見、早期治療を行うなど、早世や要介護状態を減少させることが重要です。

- 特に女性については、妊娠・出産や女性特有の疾病である子宮頸がん・乳がん等、男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした性差に応じた健康管理について男女ともに理解を深めるとともに、思春期、出産期、更年期、老年期等ライフステージに応じた取組みを進めていく必要があります。
- 近年、晩婚化等に伴い出産年齢の高齢化が進んでおり、周産期等の健康管理が課題となっています。また、望まない妊娠などによる人工妊娠中絶は大きな社会問題であり、その若年化も問題となっています。10歳代の人工妊娠中絶実施率は減少してきていますが、性感染症罹患率は増加傾向が見られるところであり、引き続き、思春期から、性に関する正しい知識や生命の尊さを啓発する必要があります。
- 男女ともに生涯を通じて健康を保つために、がんの予防・早期発見のための検診率の向上、更年期の男女の健康問題や不定愁訴等への対応が必要であり、ストレスによるうつ病の発症等こころの健康や、薬物・アルコール依存への対応も重要な課題となっています。
- 喫煙は、胎児や生殖機能に影響を及ぼし、がん・心臓病・歯周炎など、いろいろな病気の原因になるとともに、また、受動喫煙により周りの人の健康へも影響を及ぼすものです。喫煙率は、男性では順調に低下していますが、一方、女性では横ばいからやや低下という状況になっています。国民生活基礎調査による都道府県別の喫煙率をみると大阪府男性は、33.1%と全国平均（33.7%）を下回るものの、大阪府女性は12.9%と全国平均（10.7%）を上回っており、引き続き、喫煙による健康への影響について情報を提供し対策を講じていく必要があります。

国民生活基礎調査による都道府県別喫煙率データ（全国・大阪）

	平成13年	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年
全国(男性)	48.4%	44.9%	39.7%	33.1%	33.7%
大阪府(男性)	48.1%	45.7%	39.8%	33.6%	33.1%
全国(女性)	14.0%	13.5%	12.7%	10.4%	10.7%
大阪府(女性)	15.7%	15.2%	13.8%	12.3%	12.9%

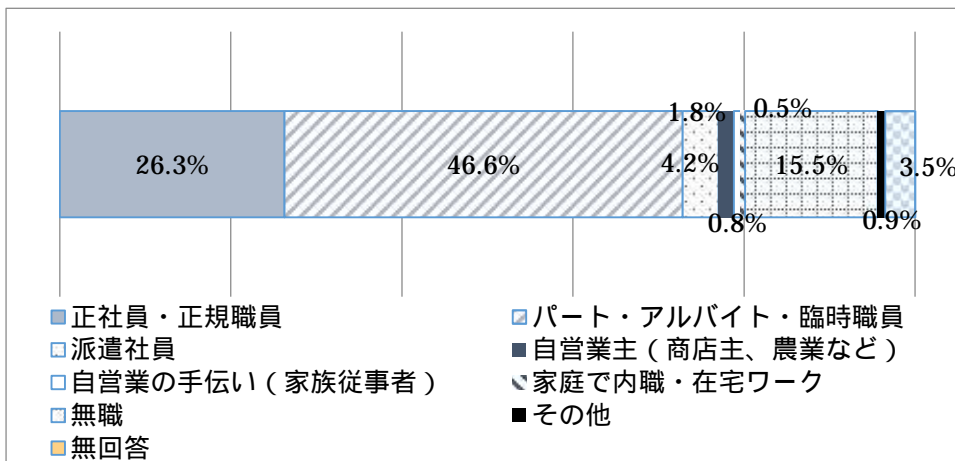
*20歳以上、「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」と回答した人数の合計を分子とし、「総数」を分母とした割合

出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

(3) 困難を抱えたあらゆる女性等の状況

- ひとり親家庭に関して、大阪市の調査（平成 26 年度）では、ひとり親家庭の母親は 8 割以上が就労していますが、「正社員・正規職員」として働く人は 3 割に満たず、非正規雇用で働く人の割合は 5 割を超えており、経済的に余裕がない状況にあります。その背景としては、より高い所得を得られる正規雇用の職につくことを希望しながらも、子育てのサポートが不十分なため或いは子育てに費やす時間を確保するため、労働時間の融通がききやすい反面、賃金の安い非正規雇用の職に就かざるを得ないといった事情があります。今後とも、ひとり親家庭の親が子育てをしながら、自立した生活を営むことができるよう、ひとり親家庭の自立促進のための支援をしていく必要があります。

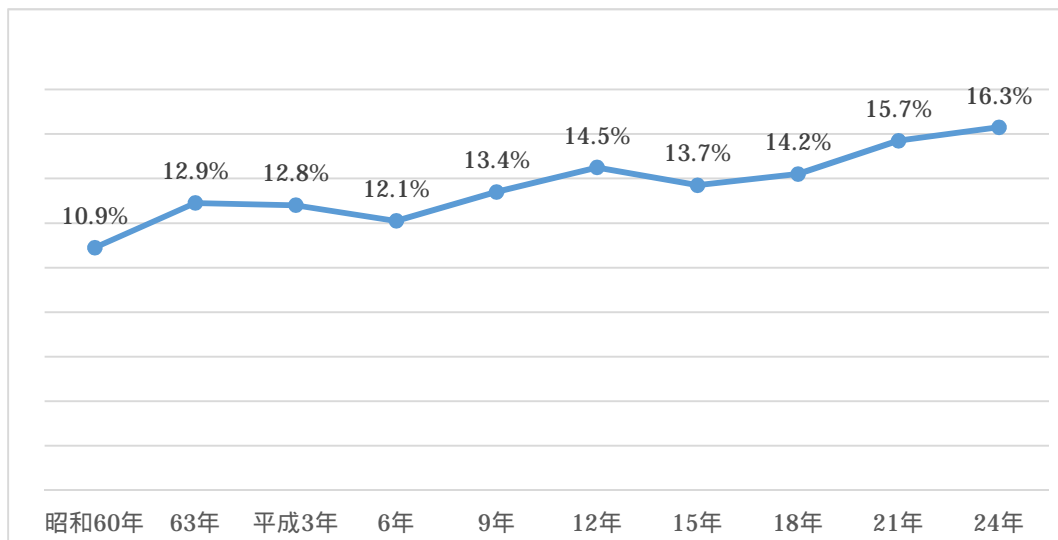
母子家庭の就業状況（大阪市）



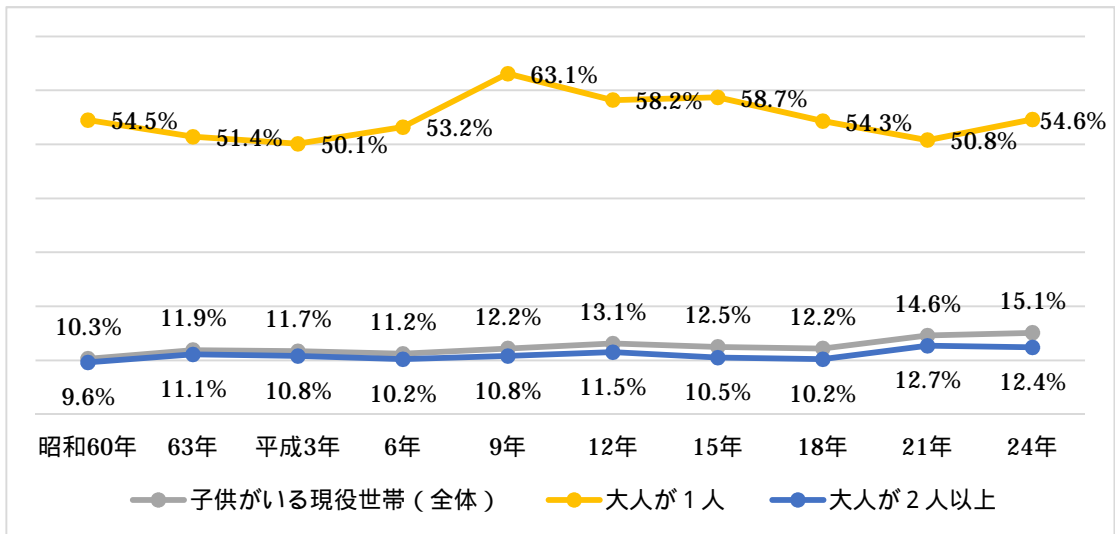
資料：平成 26 年子ども青少年局調べ

- 子どもの相対的貧困率は昭和 60 年頃からおおむね上昇傾向にあり、平成 24 年には 16.3%となっています。「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は 15.1%であり、そのうち、「大人が 1 人と子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率が 54.6%と、「大人が 2 人以上いる世帯」に比べて非常に高い水準となっています。

子どもの相対的貧困率（全国）



子どもがいる現役世代の相対的貧困率（全国）

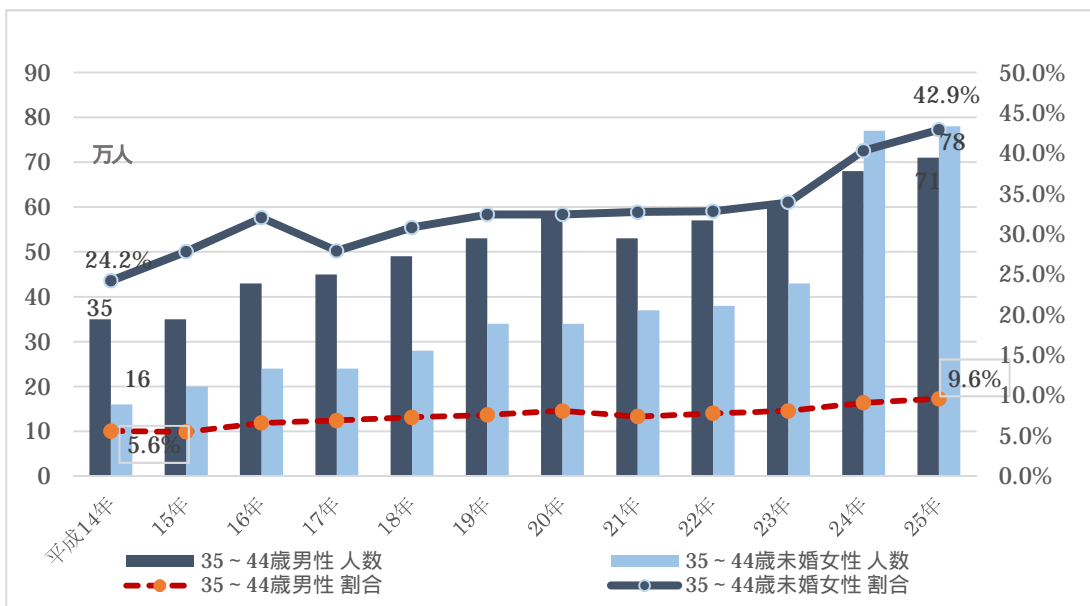


内閣府：「平成27年版子ども・若者白書（全国版）」

こうした世帯に対し、教育や福祉等の分野において関連する取組みを総合的に推進することによって子どもの貧困状況の改善を図る必要があります。

- 一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会等が実施した「非正規職シングル女性の社会的支援に向けたニーズ調査報告書」によると、35~44歳の未婚の女性非正規雇用労働者は、平成14年の16万人と比べ、平成25年には4倍以上の78万人に増加しています。今後も生涯未婚率が増加するなか、非正規雇用労働者が増え続けることが予想され、なかでも壮年以上の女性の貧困リスクの高さが懸念されており、アンケートにおいても「収入が少ない」「雇用継続の不安」といった仕事の悩みが最も多く、こうした女性への支援も必要です。

男女・婚姻状態別に見た壮年非正規雇用労働者数・割合の推移（全国）



出所：JILPT「壮年非正規雇用労働者の仕事と生活に関する研究報告—就職氷河期から『20年後』の政策課題—」（2015年10月）

<http://www.jil.go.jp/institute/reports/2015/0180.html>

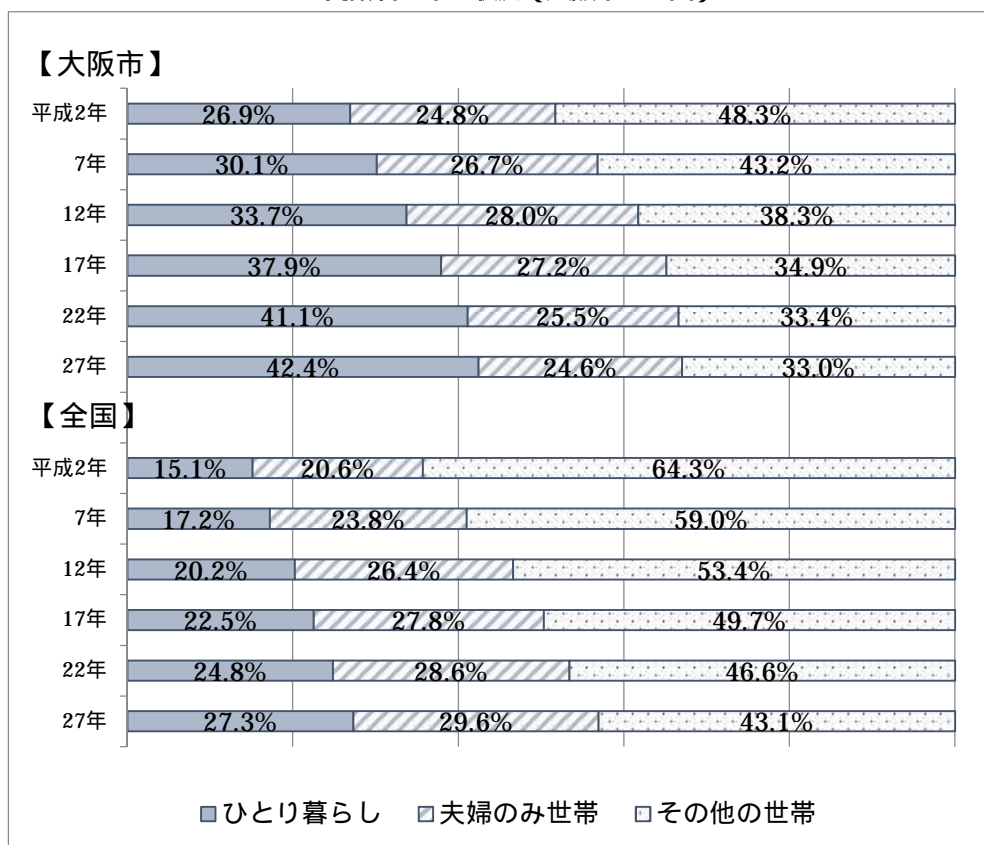
注1：女性については、2012年までは「未婚女性」、2013年以降は離別・死別を含む「無配偶女性」である。

注2：在学中の者は除いている。

【参考】未婚女性（ただし、在学中の者を含む）：総務省「労働力調査」2013年10～12月平均51万人、2014年10～12月平均52万人

- 大阪市において外国籍の女性の人口数は大きく変化していませんが、韓国・朝鮮籍は減少し、中国籍、フィリピン、タイ、それ以外のさまざまな国籍の女性が増えています。そうした多様な文化的背景を持つ女性に対し、今後とも多言語による生活支援情報、防災情報の提供やさまざまな相談体制の充実など、外国籍住民にとって、安全で暮らしやすい環境づくりを行う必要があります。
- 大阪市の65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の3分の2は女性です。また、高齢者世帯の状況を見ると、国勢調査（平成27年）では「ひとり暮らし」の割合が増加傾向にあり、「ひとり暮らし」の割合は全国や他都市に比べて高く42.4%となっています。

高齢者世帯の状況（大阪市・全国）



総務省：平成22年「国勢調査」

- また、要介護認定者数について近年の推移をみると、年々増加しています。なお、大阪市では、第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者数の出現率は23.7%であり、全国（17.9%）を大きく上回っています（平成28年3月末時点）。また、認知症高齢者数は、65歳以上の高齢者数（第1号被保険者数）のうちの約9.7%となっており、今後、ひとり暮らしの高齢者の介護がより一層課題となってきます。

要介護（要支援）認定者数・出現率（大阪市・全国）

大阪市(人)		平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末
要介護(要支援)認定者数		134,438	143,841	152,718	159,078	162,276
	第1号被保険者数	131,103	140,477	149,521	156,051	159,290
	第2号被保険者数	3,335	3,364	3,197	3,027	2,986
出現率*		21.7%	22.5%	23.2%	23.6%	23.7%

全国		平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末
要介護(要支援)認定者数		505.9万人	561.1万人	580.3万人	605.8万人	620.4万人
	第1号被保険者数	514.7万人	545.7万人	569.1万人	591.8万人	606.8万人
	第2号被保険者数	15.6万人	15.4万人	14.7万人	14.1万人	13.6万人
出現率*		17.3%	17.6%	17.8%	18.0%	17.9%

* 出現率 = $\frac{\text{第1号被保険者の要介護(要支援)認定者数}}{\text{第1号被保険者数}} \times 100(\%)$

資料：大阪市介護保険事業状況報告

- 大阪市の障がい者手帳交付者数(平成28年3月末現在)は、身体障がい137,293人、知的障がい23,925人、精神障がい29,741人であり、障がい福祉サービスの利用状況は、平成22年10月の16,756人から平成28年4月の25,314人と5年半で約5割増加しています。今後とも、高齢者・障がいのある人等が住みなれた地域で安心して暮らせるための施策の推進や、それぞれの能力や経験を活かし、社会参加を促進する支援などを行っていくことが必要です。また、高齢者、障がいのある人が安心して暮らし、活動しやすくするには、スロープやエレベーターのない施設などの物理的な障壁を解消していくことも必要です。

2. 基本的方向と具体的取組み

基本的方向4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するDV、性暴力・性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、人権侵害であり、許されることではありません。こうした暴力を根絶するため、犯罪が起きにくい安全なまちづくりの推進はもとより、若い世代から、また職場、地域、学校などさまざまな場を通じての予防教育・啓発の充実、相談窓口の認知度向上を図り、女性に対する暴力根絶は社会全体で取り組むべき課題であることの理解を広げ、「暴力を許さない」「暴力を生まない」社会的気運を高めていきます。

被害者の保護や自立支援を円滑に実施するために、大阪市配偶者暴力相談支援センター、区役所DV担当、警察など関係機関が連携し、被害者の安全を確保するとともに、福祉制度の活用、心理的なケア等、医療機関や福祉機関が連携して自立に向けた支援を行います。性暴力・性犯罪に対しては、「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）」との連携を図り、被害者ケアの支援を行っていきます。

また、「配偶者に暴力をふるってしまう」などさまざまな困難を抱える男性への支援として男性相談を行うとともに、加害者へのアプローチの手法等を検討し、再発防止に活かしていきます。

< 具体的取組み >

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

犯罪が発生しにくい環境づくり

<ul style="list-style-type: none">道路照明灯等の整備や防犯カメラの設置など安全対策を実施します。地域の治安や子どもの安全を守るための取組みを実施します。	市民局・建設局 区・子ども青少年局 教育委員会
--	-------------------------------

暴力根絶に向けた予防教育・啓発等の取組み

<ul style="list-style-type: none">「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）等あらゆる機会を通じて、ともすれば女性に対する暴力の問題に無関心になりがちな男性をはじめ、広く市民に対し積極的に広報・啓発を進めます。恋人同士の間で起こるデートDVが起きないように、対等な関係性やコミュニケーション能力をつけるセミナーを実施します。暴力によらず問題を解決していくこと、暴力が許されないことについて、若者層を対象とする教育・啓発の充実を図ります。性犯罪を起こさないための広報・啓発を行うとともに、児童・生徒の発達段階に応じて、自分も他人も大切にすること、人権の認識に立った性に関する指導を深めます。	市民局 教育委員会
---	--------------

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

<ul style="list-style-type: none"> 職場、学校、地域等、社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための取組みが進むよう啓発を行います。 大阪市役所内においては、セクシュアル・ハラスメント防止委員会や各所属内に相談窓口を設置するとともに所属内相談員対象に指導者養成研修を実施します。 	人事室 市民局 消防局 交通局 水道局 教育委員会
---	--

相談窓口の認知度向上

<ul style="list-style-type: none"> 潜在化している被害者を含め、市民に対し、DV 専門相談、性暴力救済センター等各種相談窓口やさまざまな支援制度についてわかりやすく広報・周知します。 	区・市民局
---	-------

<活動指標>

(1) -	DV や相談窓口についての認知度向上のための啓発 (ホームページ・情報誌・男女共同参画センターイベント等活用した啓発回数)	平成 27 年	平成 28 ~ 32 年	市民局調べ
		年 18 回	年 20 回以上	

(2) DV被害者の自立支援

相談体制の充実

<ul style="list-style-type: none"> 被害者の早期発見、早期対応につながるよう相談体制を充実します。 直接、被害者と接する職員について、男女共同参画の視点から、被害者の置かれた立場を十分に理解し、二次被害を防止するとともに、適切な対応を取ることができるよう、関係職員の資質向上に向けた取組みを行います。 	市民局
---	-----

被害者の一時的な保護・安全確保

<ul style="list-style-type: none"> 区や警察と連携し、母子生活支援施設や社会福祉施設を活用し被害者の緊急一時的な保護を行います。 夜間においては警察の協力のもと 24 時間体制で緊急一時的な保護を実施します。 加害者から追跡される危険性の高い被害者に対し同行支援を行うなど、安全確保に努めます。 被害者に同伴し、一時保護されている子どもや面前 DV の児童に対し、適切な支援が実施されるよう母子生活支援施設や子ども相談センターなどと緊密な連携を図ります。 	市民局 こども青少年局
--	----------------

関係機関との連携強化

<ul style="list-style-type: none"> 警察や区担当者、施設関係者等と共通理解を深め、緊密な連携を図りながら、被害者の支援を推進します。 障がい者・高齢者虐待防止連絡会議、人権相談ネットワーク会議、犯罪被害者連絡会と連携し、被害者の支援を行います。 早期発見のため、養護教諭、医療機関等さまざまな関係者や関係機関への働きかけを行います。 	市民局 福祉局 こども青少年局 教育委員会
--	--------------------------------

被害者の自立のための支援

<ul style="list-style-type: none"> 被害者に対し、住居、就業、福祉制度、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧制限等に関する情報提供や心理的ケアを行うとともに各種制度を活用して、被害者の自立を支援します。 外国人の被害者に対しては通訳を派遣するなど、被害者の支援を行います。 	区・市民局
---	-------

再発防止に向けた取組み

<ul style="list-style-type: none"> 困難を抱える男性への支援として男性相談を行います。 DV 加害者更生プログラムを実践する民間団体と連携するなど再発防止対策に取り組みます。 	市民局
--	-----

<活動指標>

(2) -	緊急一時保護先からの退所者に対するアンケートで意識が「前向きに変化した」と回答した割合		平成 32 年	市民局調べ
		—	70%以上	

<参考指標>

(2) -	配偶者暴力相談支援センターの相談件数	平成 27 年		市民局調べ
		3,234 件		

基本的方向5 生涯を通じた健康支援

男女がそれぞれの身体的性差について十分に理解し、互いの健康について配慮しあい、また、妊娠・出産等についても互いの意思を尊重するなど、男女がともに生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにしていくことが男女共同参画社会実現の前提であり、女性が、思春期、妊娠・出産期、更年期など生涯を通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することについて理解が深まるよう引き続き啓発を進めるとともに、女性の生涯にわたる健康を総合的に支援していきます。

男女がともに直面している健康問題について対策を進めます。とりわけ、がん等生活習慣病に対し、食生活、喫煙などの生活習慣の改善を通じた予防を進めるとともに、がん検診等の受診率を高め、早期発見・早期治療につなげていきます。

< 具体的取組み >

(1) 女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進

生涯を通じた女性の健康支援

<ul style="list-style-type: none"> 女性特有の疾病である子宮頸がん、乳がん等、更年期障害や更年期うつなど更年期の心身の健康問題など、女性特有の健康課題について、検診の受診や疾病に関する正しい知識などの啓発・情報発信するとともに、相談に応じます。 子育て中の女性が検診等を受診しやすいように一時保育事業等を充実します。 各区の保健福祉センターと地域住民や関係団体等との連携により、身近な地域において生涯を通じた自主的な健康づくりを支援します。 高齢化の進展のもと、加齢に伴う心身機能の低下や要介護状態への移行を防ぐため、高齢者の健康づくり、介護予防を推進します。 	区 健康局 市民局 福祉局
---	------------------------

妊娠・出産にかかる健康支援

<ul style="list-style-type: none"> 女性が妊娠・出産に関して適切に自己管理ができるよう、情報提供や保健指導を行います。 安心して安全に出産できるように支援するため、妊婦が妊娠期間中に受診する健康診査を公費負担します。 不妊に悩む人に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成します。 妊娠期から子育て期のワンストップ支援拠点として総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の機能を確保し、こども相談センター、子育て支援機関、医療機関等の各機関との連携を図り、利用者への情報提供を行うとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポートや産後ケアを実施することを通じて、妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築します。 安全で安心な妊娠・出産を確保するため、周産期医療の充実に向けた支援を行います。 	区 こども青少年局 健康局
---	---------------------

<参考指標>

(1) -	妊婦一般健康診査の実施人数	平成 27 年	こども青少年局調べ
		287,624 人	

(2) 男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進

生活習慣病の予防

<ul style="list-style-type: none"> 健全な食生活の実践に向けた啓発や保健指導を行います。 早期発見・早期治療につなげるよう、がん検診等の受診を啓発します。 「たばこをやめたい人の禁煙」「未成年者の喫煙防止」「妊娠中の喫煙防止」「受動喫煙防止に向けた環境の整備」を4本柱にたばこ対策を推進します。 	区健康局
---	------

心の健康づくりの推進

<ul style="list-style-type: none"> ストレス対策を含めた心の健康問題に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。 薬物に関する専門相談を行うとともに薬物の精神・身体的影響等に関する正しい知識の普及を図ります。 アルコール依存についての正しい認識や予防、早期発見・早期治療等について啓発を行います。 	健康局
---	-----

性を理解するための啓発・相談

<ul style="list-style-type: none"> 思春期の早期から、性に関する正しい知識や生命の尊さを啓発するとともに、思春期特有の性に関する不安や悩みの相談、情報提供を行います。 HIV/エイズを含む性感染症について正しい知識の普及・啓発を行うとともに、相談・検査・医療体制を充実します。 	こども青少年局 健康局
---	----------------

<活動指標>

(2) -	成人(男性・女性)喫煙率	平成 23 年	平成 29 年	すこやか大阪 21(第2次)計画
		男性:34.5% 女性:13.1%	男性:29%以下 女性:10%以下	

基本的方向6 困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援

ひとり親家庭の母親が子育てをしながら、自立した生活を営むことができるよう、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困の連鎖を断ち切るため子どもの教育等の支援を行っていくなど、生活上の困難を抱える女性等の自立を支援します。

複合的な課題により困難な状況に置かれている人々の状況に応じ必要な支援を行います。その際には、障がいがあること、外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があります。

LGBTなど性的少数者であることを理由として困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点に十分配慮して支援を行います。

高齢者・障がいのある人が男女ともに住み慣れた地域で安心して暮らし、それぞれの能力や経験を活かして社会参加できるよう、介護保険制度や障害者自立支援制度等を活用し、生活の支援や環境整備を行っていきます。また、外国人が地域で孤立しないよう、多言語による生活支援情報、防災情報の提供やさまざまな相談体制の充実に努めます。

< 具体的取組み >

(1) 生活上の困難を抱える女性等への自立支援

ひとり親家庭への自立支援

<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の実情に応じ、ハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立センター等を通じた一貫した就業支援や学び直し支援等を行います。 家庭での育児等に悩みを持つひとり親への生活相談や生活支援講習会の実施、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣等、ひとり親の子育てや生活・健康に対する支援を行います。 	<p>こども青少年局</p>
--	----------------

こどもの貧困対策

<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自らの可能性を追求できる社会をめざし取組みを推進していきます。 家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活困窮世帯等の子どもへの学習支援や、学校へのスクールソーシャルワーカー等の配置、地域における学習支援等を推進します。 	<p>こども青少年局 教育委員会</p>
--	--------------------------

複合的な課題を抱える人びとへの支援

<ul style="list-style-type: none"> 障がいがあること、外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して施策を推進します。 仕事に就いてない、又は非正規の仕事に就き、不安定な生活を送っている若年の独身女性の自立を促すため相談・支援体制を整備します。 外国人に対し、多言語で生活支援や相談窓口の情報提供を行うとともに、DV被害にあった外国人女性に対し通訳を派遣するなどの相談・一時保護体制の充実を図ります。 生活に密着した識字・日本語教育を行うことにより、社会的に不利な立場にある女性のエンパワメントを図ります。 LGBTをはじめとする性的少数者について市民の理解が深まるよう、啓発を推進するとともに、LGBTとアライ（よき理解者）との協働・交流の機会の提供や、相談体制の充実を図ります。 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を促進するため、相談対応を行うとともに、それぞれの状況に応じ、包括的支援を行います。 	区 経済戦略局 市民局 福祉局 教育委員会
--	-----------------------------------

<活動指標>

(1) -	生活困窮者の自立相談支援機関における相談者数	平成 27 年 7,285 人	平成 28～29 年 年 8,000 人以上	福祉局調べ
-------	------------------------	--------------------	---------------------------	-------

<参考指標>

(1) -	ひとり親家庭等自立支援センター事業相談件数	平成 27 年 2,562 件		こども青少年局調べ
-------	-----------------------	--------------------	--	-----------

(2) 高齢者・障がいのある人等が安心して暮らせる環境の整備

地域福祉の推進

<ul style="list-style-type: none"> 誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいのある暮らしができるよう、要援護者を把握し、地域の見守りや福祉サービスにつなげるなど地域の見守りネットワークを強化するとともに、地域住民による支え合い、助け合い活動等、地域福祉活動の推進を目的とし、研修・啓発を行います。 社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供し、社会福祉に関する地域の普及、啓発を行うとともに、社会福祉に携わる人材の確保及び養成を図ります。 	福祉局
--	-----

高齢者に対する支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある暮らしができるよう地域包括ケア体制を構築します。 ・ 認知症になっても、可能な限り住み慣れた環境のなかで暮らし続けることができるよう、認知症高齢者及び家族への支援を進めます。 ・ シルバー人材センター等と連携し、リタイア層による子育て支援など、高齢者の就労といきがいを結びつけた多様な活動機会の充実を図ります。 ・ 消費者被害に遭いやすい高齢者と、地域で高齢者等の見守り活動等を行う支援者に向け、消費者教育を推進します。 	市民局 福祉局 健康局 都市整備局
--	----------------------------

障がいのある人に対する支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」をふまえ、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組みを推進します。 ・ 障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の充実を図ります。 ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」をふまえ、障がいのある人への就労支援を行います。 	福祉局 教育委員会 区・全局
--	----------------------

高齢者、障がいのある人への虐待防止・権利擁護

<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がいのある人への虐待の早期発見、解消のため、迅速で適切な対応を行うとともに、未然防止に向けた取組みを進めます。 ・ 成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する広報・啓発と専門相談を行うとともに、地域福祉の視点から身近な市民という立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成とその活動を支援します。 	福祉局
--	-----

バリアフリー化の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がいのある人をはじめすべての市民が、日常生活や社会活動に利用する施設について、安全かつ快適に利用することができるようにバリアフリー化を進めます。 	福祉局 都市計画局 都市整備局 区・全局
---	-------------------------------

<活動指標>

(2)-	市民後見人バンク登録者数	平成 27 年	平成 32 年	福祉局調べ
		231 人	300 人	

<参考指標>

(2)-	地域包括支援センターの延相談件数	平成 27 年		福祉局調べ
		299,736 件		

施策分野3 男女共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備

1. 現状と課題

(1) 男女共同参画を推進するための各種制度の状況

- 長時間労働、男性中心型の労働慣行が存在するなかで、育児・介護については女性の負担が依然として多くなっている現状があります。今後、長時間労働、男性中心型の労働慣行の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男女ともに仕事と育児・介護を両立し多様な生き方、働き方を選択できるよう、特に女性の離職の主因ともなっている育児・介護について、支援基盤の充実を図ることが必要です。
- 育児に関する支援として、大阪市では「大阪市こども・子育て支援計画」に基づき、保育所等の整備を進めており、保育所等在籍児童数（平成27年4月1日時点）は前年度より1,473人増加し47,623人となり、保育所等利用待機児童数（平成27年4月1日時点）は、昨年度の同時期に比べ7人減少し、217人となっています。今後とも、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の入所定員枠の拡大や病児・病後児保育の取組みなど子育て支援環境の整備を計画的に進める必要があります。

保育所等利用定員・利用児童・待機児童数（大阪市）

	平成16年度	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用定員数	38,853	39,472	44,020	44,085	44,160	44,876	45,831	49,385
利用児童数	39,597	39,903	42,630	43,625	44,669	45,597	46,150	47,623
待機児童数	919	904	205	396	664	287	224	217

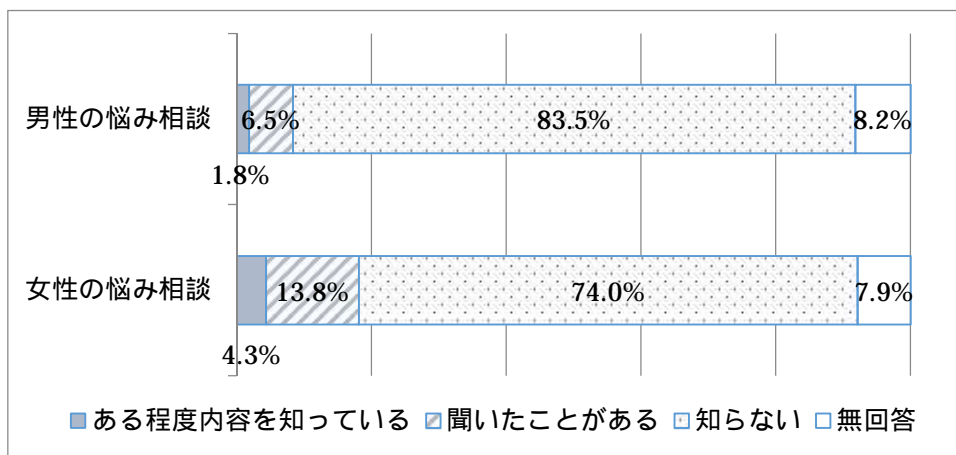
備考：各年4月1日現在、平成26年度までは、利用定員数の欄は認可定員数。

資料：こども青少年局調べ

- 介護に関しては、高齢化の進展にも対応し、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、在宅介護サービスの充実、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めているところであり、引き続き介護支援基盤の整備を計画的に推進していく必要があります。また、就業構造基本調査（平成24年）によると、大阪市では家族の介護等を理由に離職転職した人は、5年間で総計11,600人であり、そのうち女性は9,400人（81.0%）となっており、介護離職ゼロに向けた取組みが求められます。
- 育児・介護を担っている女性が再就職や起業、地域活動への参画を行っていくうえで、自分に合った仕事や活動をどうしたら見つけられるか、育児・介護との両立をどのようにすればよいのかといったさまざまな悩みもあり、そうした悩みへの相談体制の充実が求められています。一方、男性に対しても、「仕事の時間が長いと家族と過ごす時間が少なく、子どもとの接し方がわからない」「妻に暴力をふるっ

てしまう」など、長時間労働や地域での孤立、DV など、さまざまな悩みの相談への対応も必要です。「女性の悩み相談」や「男性の悩み相談」の認知度は低い状況にあり、今後とも、窓口の広報・周知を進める必要があります。

相談窓口の認知度（大阪市）



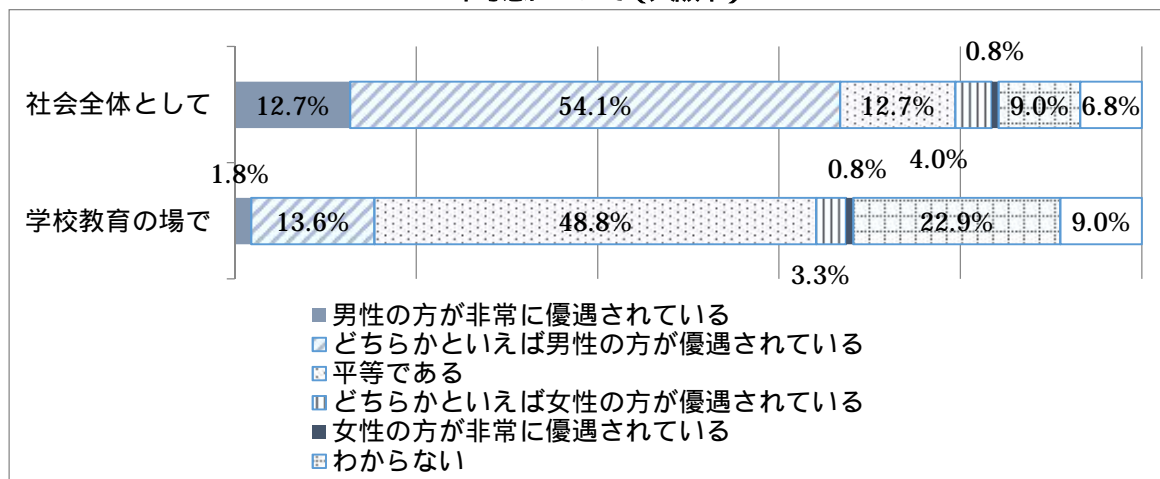
市民局：平成 27 年度「市民意識調査」

- 男女共同参画社会の実現に向けて、女性が保障された法律上の権利等男女共同参画にかかる法制度などについても市民が理解していることが重要ですが、大阪市市民意識調査（平成 27 年度）をみても、「大阪市男女共同参画推進条例」や「大阪市男女共同参画基本計画」、「大阪市男女共同参画施策苦情処理制度」など男女共同参画に関連した制度や取組みに対する市民の認知度は低くなっており、今後とも、広報・周知を進めていく必要があります。

（2）男女共同参画に関する市民意識

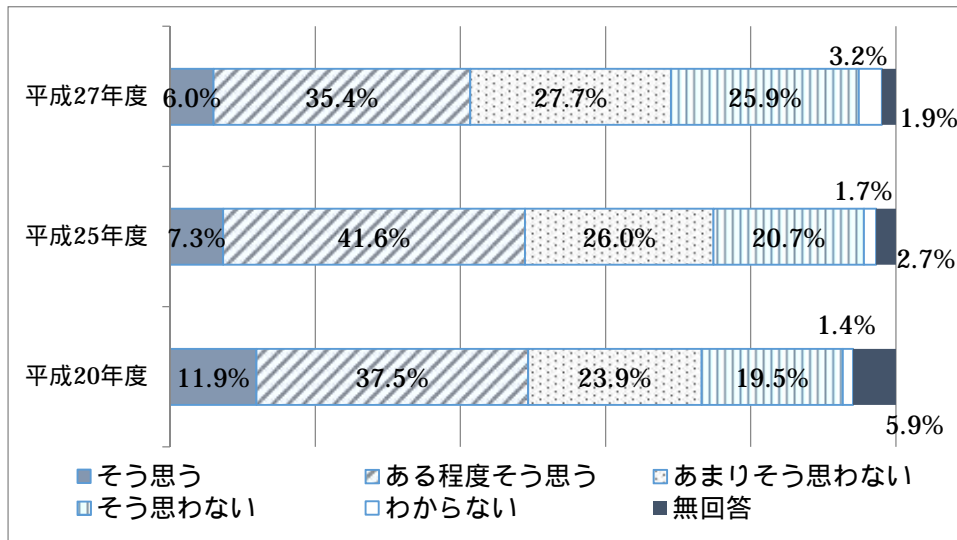
- 社会において男女平等が進んでいるかについての市民意識としては、大阪市市民意識調査（平成 27 年度）によると、「社会全体として」平等であるが 12.7%、男性の方が優遇されているが 66.8%と、平等感があまり進んでいません。そうしたなか、「学校教育の場で」平等であると思う人の割合は 48.8%と、学校教育の場での男女平等感は高くなっています。

平等感について（大阪市）



- 固定的な性別役割分担についての市民意識としては、大阪市市民意識調査（平成 27 年度）によると、「男性は仕事、女性は家庭を中心にする」という考え方について、「そう思う」「ある程度そう思う」41.4%、「あまりそう思わない」「そう思わない」53.6%となっています。固定的な性別役割分担を肯定する「そう思う」「ある程度そう思う」の割合は、平成 25 年度に比べ低くなっていますが、依然半数近くを占めていることから、今後も、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発が必要です。

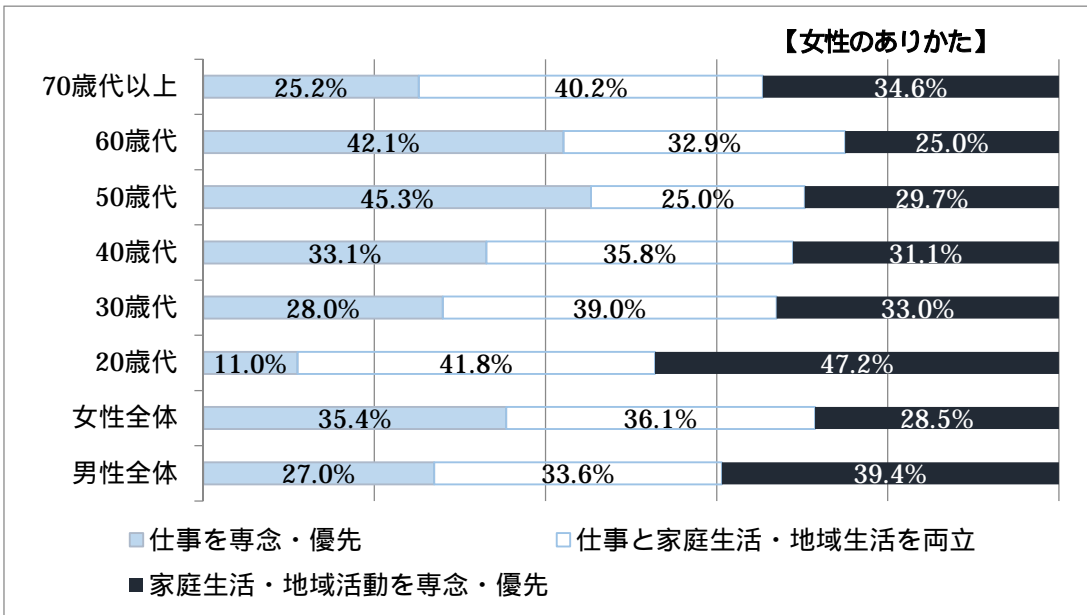
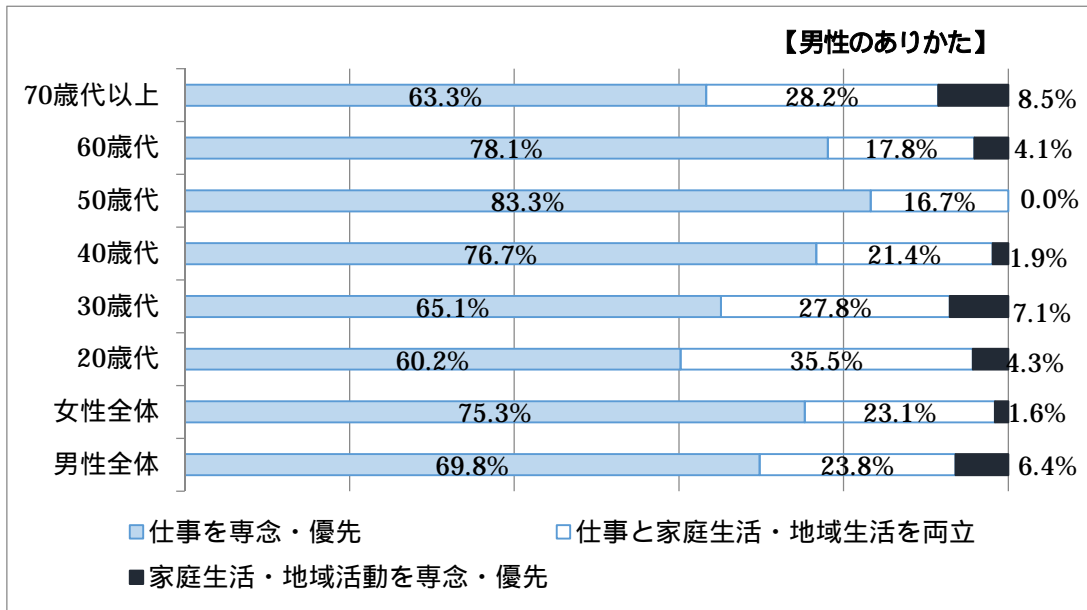
固定的な性別役割分担について（大阪市）



市民局：平成 27 年度「市民意識調査」

- 仕事と家庭生活の両立の市民意識に関して、平成 26 年度「市政に関する市民意識」についての世論調査によると、「仕事と家庭生活・地域活動との関係がどのようにあるのが望ましいか」について、「男性のありかた」は、男女ともに「仕事を優先」が望ましいと回答した割合が多く、「仕事と家庭生活等の両立」が望ましいと回答した割合は低くなっています。「女性のありかた」は、「家庭生活等を優先」が望ましいと回答した割合が男性に多く、「仕事と家庭生活等の両立」が望ましいと回答した割合は女性の方が多くなっています。また、年代別では、20 歳代において、「女性のありかた」としては、「仕事と家庭生活等の両立」が望ましいと回答した割合も高いものの、「家庭生活等を優先」が望ましいと回答した割合の方が他の年代に比べても高くなっています。引き続き、固定的な性別役割分担意識を解消し、仕事と家庭生活等の両立を実現する意義について理解が深まるよう、男性や次代を担う若い世代をはじめ広く市民に啓発を行っていく必要があります。

仕事と家庭生活・地域活動との関係においてどのようにあるのが望ましいかについて（大阪市）



わからないと答えた人、無回答を除く

市民局：平成26年度「市政に関する市民意識」についての世論調査

- 家事・育児・介護について、男女が対等に担っているという状況になっておらず、実際には女性がその多くを担っているのが現状です。大阪市民意識調査（平成27年度）では、平日のうち家事・育児に費やす時間が30分を超える男性の割合は、家事では20歳代で29.3%、30歳代は37.5%、40歳代は43.2%であり、育児では、20歳代で7.3%、30歳代は30.0%、40歳代は22.9%となっています。特に30歳代40歳代において家事・育児にかかわる時間に男女の差が大きくなっています。男性が家事に費やす時間が少ない理由としては、「好きでない、得意でないから」が29.4%、「帰宅時間が遅くて時間がない」50%、「家族がしてくれて、する必要がない」38.2%となっています。

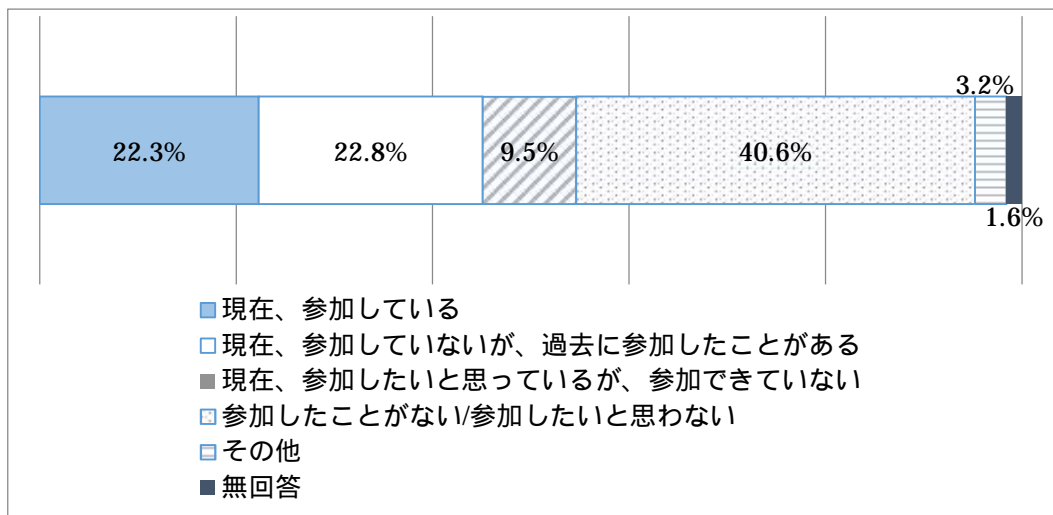
平日において家事・育児に費やす時間が30分を超える市民の割合

	男性		女性	
	家事	育児	家事	育児
20歳代	29.3%	7.3%	52.7%	20.0%
30歳代	37.5%	30.0%	88.8%	61.3%
40歳代	43.2%	22.9%	90.1%	44.4%
平均	36.7%	20.1%	77.2%	41.9%

市民局：平成27年度「市民意識調査」

- 今後とも、長時間労働の見直し等働き方の改革はもとより、男女共同参画についての理解や家庭での家事や育児、介護を男女がともに担うことが当たり前という考え方が広く市民に浸透するような啓発の取り組みや、男女平等を推進する教育・学習機会の提供が必要です。また、固定的な性別役割分担意識の解消を効果的に図っていくためにも、男性に対する意識啓発を進めるとともに、次代を担う若い世代、特に若い女性に対し社会に出る前の段階から啓発を行っていく必要があります。
- 地域活動への参加に関して、大阪市民意識調査（平成27年度）によると、「現在、地域・社会活動に参加している、または現在、参加していないが、過去に参加したことがある」とする割合は45.1%、「参加したことがない、参加したいと思わない」は40.6%であり、男女別では、女性の方が、地域・社会活動に参加している人の割合が高くなっています。

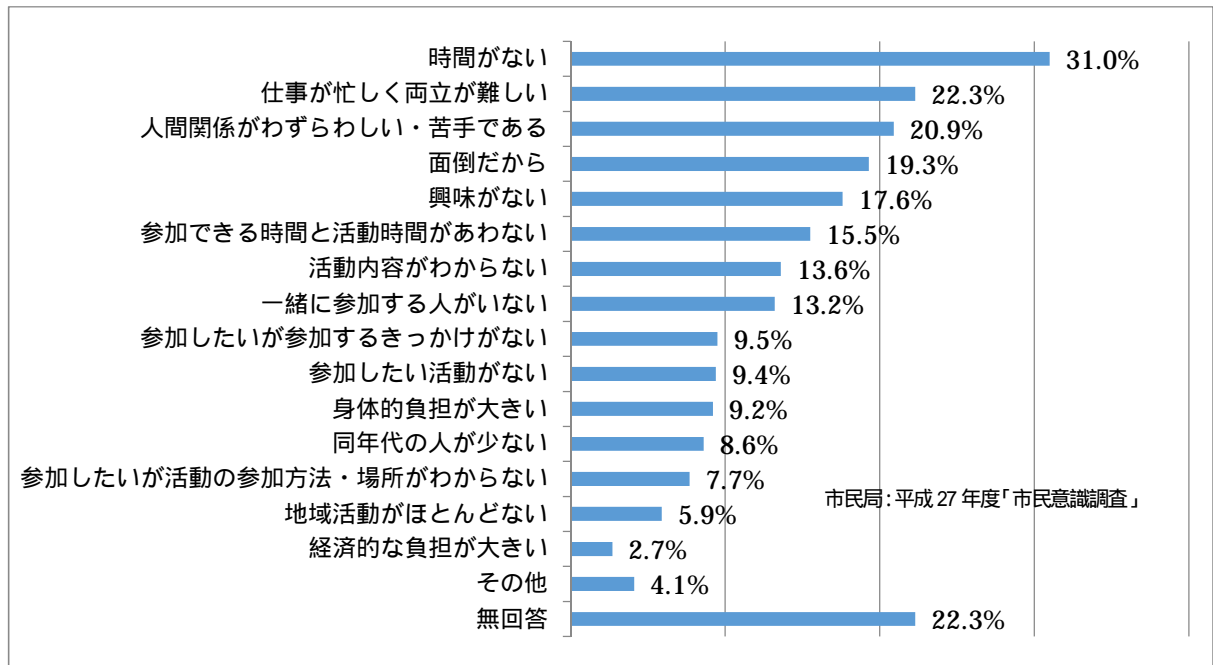
地域・社会活動の参加状況（大阪市）



市民局：平成27年度「市民意識調査」

- 参加を難しくしている理由として、「時間がない」31.0%、「仕事が忙しくて両立が難しい」22.3%、「参加できる時間と活動時間があわない」15.5%「活動内容がわからない」13.6%「参加したいが参加するきっかけがない」9.5%となっています。

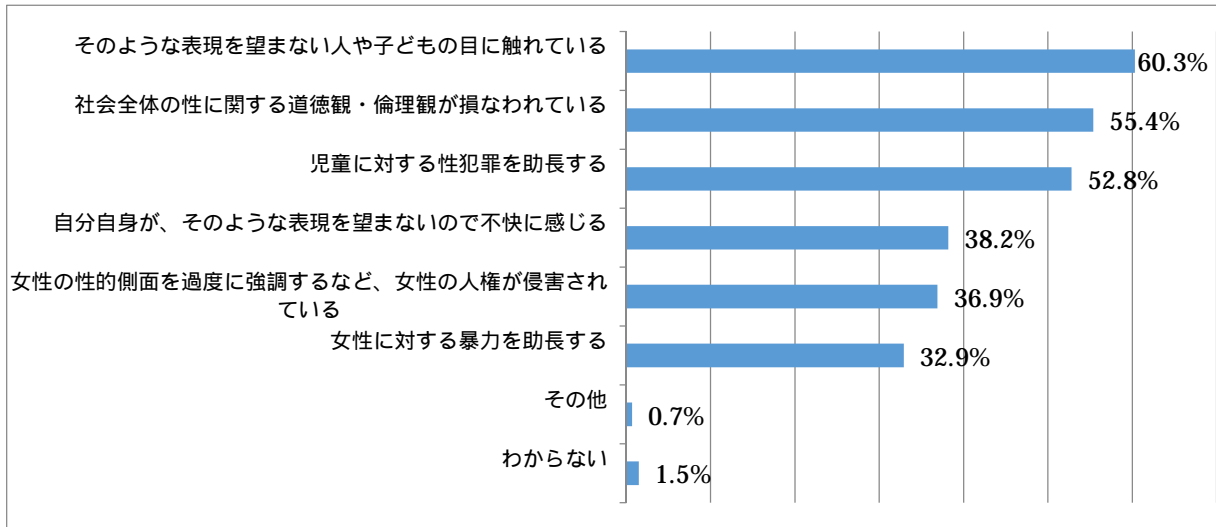
地域活動の参加を難しくしている理由（大阪市）



活力ある地域社会をつかっていくためには、あらゆる年代の男女がともに地域活動へ参画することが必要です。地域活動への参画を促していくためには、仕事と家庭生活、地域活動が両立できるようワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域にどのような活動があり、どのようにしたら参加できるのか等、地域活動を始めるきっかけとなる情報を提供することが重要です。また、特にリタイア層のスキル・ノウハウを地域活動に活かす取組みも必要です。

メディアを通じた情報発信に関して、既存のメディアに加え、インターネットやSNS等が普及しさまざまな情報が流れるなか、女性の人権、男女共同参画の観点から適切でない情報も発信されています。今後とも、女性の人権、男女共同参画の観点から、適切な表現かどうか判断する能力、また発信する能力を身につけるよう啓発を行っていくことが必要です。また、大阪市の広報・情報発信においても、「人権の視点からの情報発信の手引き」に基づき男女共同参画の視点を入れた表現となるよう取り組んでおり、取組みの継続が必要です。

メディアにおける性・暴力表現による問題点（全国）



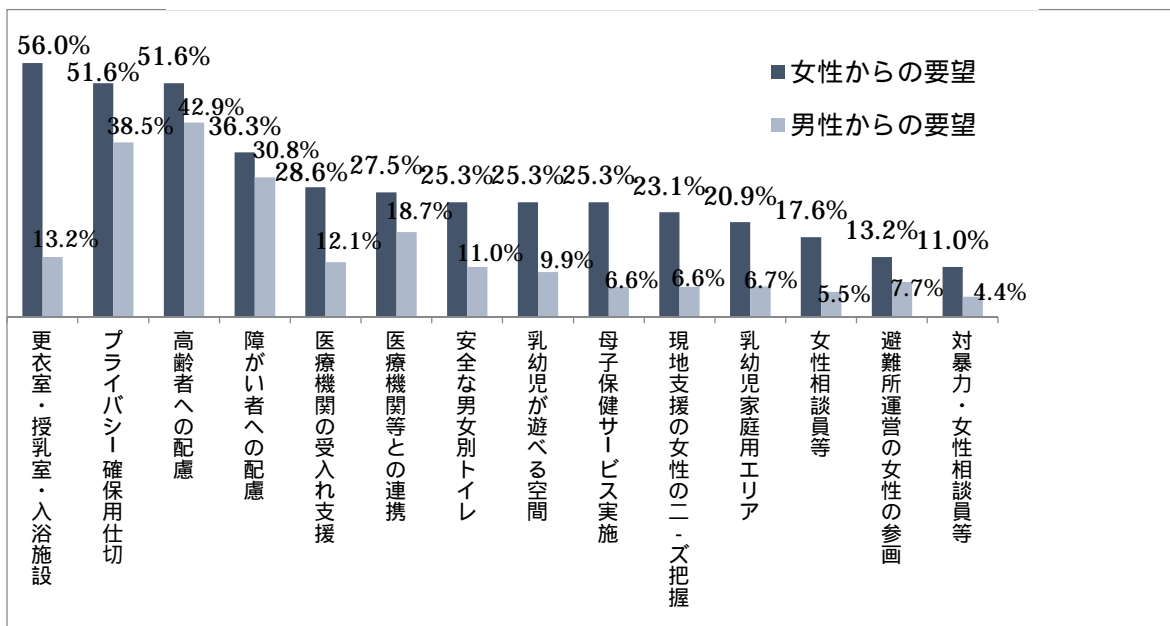
内閣府：平成 24 年度「男女共同参画社会に関する世論調査」

（3）男女共同参画と防災・減災

東日本大震災において、避難所に授乳や着替えをする場所がない、女性が必要とする物資が不足する、避難所運営者が男性のため女性が必要な物資を受け取りにくいなど、女性の視点に立った対応が十分でなかったことが明らかになりました。また、内閣府が実施した震災対応状況調査（平成 24 年）においても、男女によるニーズの違いが明らかになっているなど、災害対応において男女共同参画の視点が欠かせないことが認識されました。平成 28 年 4 月発生の熊本地震での対応においては、東日本大震災の教訓から、男女共同参画の視点をふまえた避難所運営等が取り組まれているところです。

今後、地域防災活動においては、女性の視点をふまえた避難所運営が行われるよう女性の参画を進めるなど、男女共同参画に立った取組みを進めていくことが必要です。

避難所における男女別要望（被災 3 県の地方自治体、複数回答）



- 内閣府（男女共同参画白書（平成 28 年度版））によると防災会議等における女性の参画が少なく、女性の意見が反映されていないことが示されています。大阪市防災会議の女性委員の比率（市部局委員を除く）（平成 28 年 4 月 1 日時点）は 12.8%となっており、防災活動にかかる意思決定や計画策定にあたっては女性の参画を促し、男女共同参画の視点を反映させる必要があります。
- また、現在、男女共同参画センターでは、防災活動への女性参画を啓発・支援する取組みも行ってきているところであり、防災分野における男女共同参画推進に向けた今後のセンターの役割や取組みについて検討する必要があります。

（４）国際社会との協調

- 国際的に見て、我が国は、管理的職業従事者に占める女性の割合や子育て期にある男性の家事・育児時間、研究者に占める女性割合など、男女共同参画・女性の活躍促進について低い水準にあり、男女共同参画に関する海外の動向、各国の取組み等の情報を収集し、分かりやすく市民へ情報提供することは、男女共同参画を推進する市民意識の醸成にもつながっていくと考えられます。
- 国における男女共同参画の取組みは、「女子差別撤廃条約」などの国際的な規範や基準等と関わりをもって推進されており、国際的な動き、取組みについて市民の理解を深めてもらうなど、国際協調のもと男女共同参画の取組みを進めていく必要があります。